伊賀市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月４日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市規則第56号

伊賀市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市駐車場条例施行規則（平成16年伊賀市規則第180号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号及び第５号中「、市営だんじり会館駐車場又は市営城北駐車場」を「又は市営だんじり会館駐車場」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市駐車場条例施行規則の規定は、令和８年４月１日から適用する。

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月７日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市規則第57号

委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第１老人ホーム入所判定委員会委員の項を次のように改める。

老人ホーム入所判定委員会委員	日額（専門医師）	15,000円
	日額（専門医師以外の者）	6,000円

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

伊賀市会計管理者補助組織設置規則及び伊賀市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月 27 日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市規則第 58 号

伊賀市会計管理者補助組織設置規則及び伊賀市会計規則の一部を改正する規則

（伊賀市会計管理者補助組織設置規則の一部改正）

第１条　伊賀市会計管理者補助組織設置規則（平成 16 年伊賀市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第９号までを１号ずつ繰り上げる。

（伊賀市会計規則の一部改正）

第２条　伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第８条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

第 15 条第１項中「小切手は、その呈示期間内に支払いのため呈示できるもので、かつ支払地を伊賀市の区域とするものでならない」を「証券のうち、市が受け付ける証券は、次に掲げるものに限る」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　呈示期間内に支払のため呈示できる小切手であり、かつ、換金が確実と認められるもの

⑵　有効期間内の定額小為替証書であり、かつ、換金が確実と認められるもの。ただし、会計管理者等が直接収納するものに限る。

第 15 条第２項中「支払い」を「支払又はその換金」に改める。

第 16 条中「利子支払い」を「利子支払」に改める。

第 32 条に次の１項を加える。

４　債権者が代理人に請求権、受領権又はその両方を委任したときは、第１項の請求書に委任状を添付しなければならない。

第 34 条第２項及び第 38 条第１項中「支払い」を「支払」に改める。

第48条第２項中「（様式第23号）」を削る。

第 49 条の見出しを「（支払の方法）」に改め、同条第１項中「記名式持参人払による小切手（様式第 24 号）を振出し、支払をし」を「指定金融機関等をして支払をさせ」に改め、同条第２項及び第３項を削る。

第50条から第55条までを次のように改める。

第50条から第55条まで　削除

第56条第１項中「第49条第１項の規定にかかわらず」を削り、同条第４項を削る。

第57条第１項中「と小切手」を削る。

第 59 条第２項中「、指定金融機関又は指定代理金融機関を受取人とする小切手を振出し」を削り、「（様式第 30 号の２）」の次に「（以下これらを「口座振替原符等」という。）」を加え、「添え」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、口座振替原符等の交付は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による情報の提供をもって代えることができる。

第61条を次のように改める。

第61条　削除

第 62 条第２項中「送金小切手を添えた」及び「又は小切手償還請求書（様式第 32 号）」を削る。

第63条第１項を削り、同条第２項を同条とする。

第119条中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第125条から第127条までを次のように改める。

第125条から第127条まで　削除

第128条第２項中「小切手の交付を受け」を削る。

第130条第１項中「及び小切手」を削る。

第 132 条第１項中「口座振替原符（様式第 30 号）及び振込依頼書（様式第 30 号の２）を添えて小切手」を「口座振替原符等」に改める。

第142条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

様式第23号から様式第25号の２までを次のように改める。

様式第23号から様式第25号の２まで　削除

様式第32号を次のように改める。

様式第32号　削除

様式第34号を次のように改める。

様式第34号　削除

様式第51号及び様式第52号を次のように改める。

様式第51号及び様式第52号　削除

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年９月１日から施行する。

（伊賀市会計規則の一部改正に伴う経過措置）

２　この規則の施行の日前に振り出された小切手に係る支払、償還その他の手続については、なお従前の例による。

まえがわ共同作業所利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月 31 日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市規則第 59 号

まえがわ共同作業所利用に関する規則の一部を改正する規則

まえがわ共同作業所利用に関する規則（平成 16 年伊賀市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第６条中「市」を「市長」に改め、同条を第７条とする。

第５条に次のただし書を加える。

ただし、第３条に規定する企業法人に作業所を使用させる場合は、この限りでない。

第５条を第６条とする。

第４条第１項第２号中「報告される」を「報告を求める」に改め、同条第２項中「前項」を「、前項」に改め、同条を第５条とし、第３条を第４条とする。

第２条中「(以下「法人」という。)」を削り、同条を第３条とする。

第１条の次に次の１条を加える。

（開所時間及び休所日）

第２条　作業所の開所時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　作業所の休所日は、次のとおりとする。

⑴　土曜日及び日曜日

⑵　国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

⑶　12 月 29 日から翌年１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

３　市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間及び休所日を変更することができる。

附　則

この規則は、令和８年９月１日から施行する。

伊賀市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月 31 日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市規則第 60 号

伊賀市庁舎管理規則の一部を改正する規則

伊賀市庁舎管理規則（平成 16 年伊賀市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「伊賀市下柘植 728 番地」を「伊賀市新堂 313 番地１」に、「伊賀市馬場 1128 番地」を「伊賀市馬場 1128 番地１」に、「伊賀市平田 652 番地の１」を「伊賀市平田 656 番地１」に、「伊賀市阿保 1411 番地」を「伊賀市阿保 151 番地１」に改める。

第８条第１項を次のように改める。

庁舎の出入口の扉の開閉時間は、伊賀市の休日を定める条例（平成 16 年伊賀市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日（以下この項において「休日」という。）を除き、別表第３のとおりとする。ただし、庁舎の開庁時間は、休日及び別に定めのあるものを除き、午前９時から午後４時 30 分までとする。

第９条中「守衛室」の次に「又は庁舎」を加え、「記入し、当直員の許可を得、かつ、指示に従わなければ」を「記入しなければ」に改め、同条ただし書中「本庁舎」を「庁舎」に改め、同条に次の１項を加える。

２　前項の場合において、本庁舎に出入りしようとする者は、当直員の許可を得、かつ、その指示に従わなければならない。

第 10 条第１項ただし書中「当直員」を「本庁舎においては当直員、庁舎（本庁舎を除く。）においては庁舎管理者又は庁舎管理者の指名する者」に改める。

第 16 条中「庁舎等」を「何人も、庁舎等」に改め、同条第７号中「公務」を「前各号に掲げるもののほか、公務」に、「若しくは職員」を「、又は職員及び来庁者」に改め、同号を同条第８号とし、同条第６号の次に次の１号を加える。

⑺　正当な理由のない長時間にわたる職員の拘束、面会の強要又は乱暴な言動により公務の円滑な執行を妨害すること。

第 17 条に次の１号を加える。

⑺　写真の撮影、録画、録音その他これらに類する行為（職員が職務上行うもの及び記者会見等において報道機関が行うものを除く。）

第19条第３号中「前条２項」を「前条第２項」に改める。

第20条第１号中「第９条」を「第９条第２項」に改める。

第23条及び第24条中「管理者が定める職員」を「管理責任者が定める者」に、「当たり、その順序は輪番をもってこれを行う」を「当たる」に改める。

第26条第５号、第29条及び第30条中「管理者」を「管理責任者」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

庁舎の区分	管理統括者
本庁舎	財務部長
伊賀庁舎	地域連携部長
島ヶ原庁舎	
阿山庁舎	
大山田庁舎	
青山庁舎	

別表第２（第５条関係）

庁舎の区分	管理責任者
本庁舎	財務部管財課長
伊賀庁舎	地域連携部伊賀支所長
島ヶ原庁舎	地域連携部島ヶ原支所長
阿山庁舎	地域連携部阿山支所長
大山田庁舎	地域連携部大山田支所長
青山庁舎	地域連携部青山支所長

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第８条関係）

庁舎の区分	庁舎の出入口の扉の開閉時間
本庁舎	午前９時から午後４時30分まで
伊賀庁舎	午前９時から午後４時30分まで

島ヶ原庁舎	午前９時から午後４時30分まで
阿山庁舎	午前８時30分から午後５時15分まで
大山田庁舎	午前８時30分から午後５時15分まで
青山庁舎	午前８時30分から午後５時15分まで（月曜日のみ） 午前８時30分から午後６時まで（月曜日を除く。）

附　則

この規則は、令和８年９月１日から施行する。

伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月31日

伊賀市長　稲　森　稔　尚

伊賀市規則第61号

伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊賀市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成17年伊賀市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第２項中「執務時間」を「開庁時間（伊賀市庁舎管理規則（平成16年伊賀市規則第10号）第８条第１項ただし書に規定する庁舎の開庁時間をいう。）」に改める。

附　則

この規則は、令和８年９月１日から施行する。